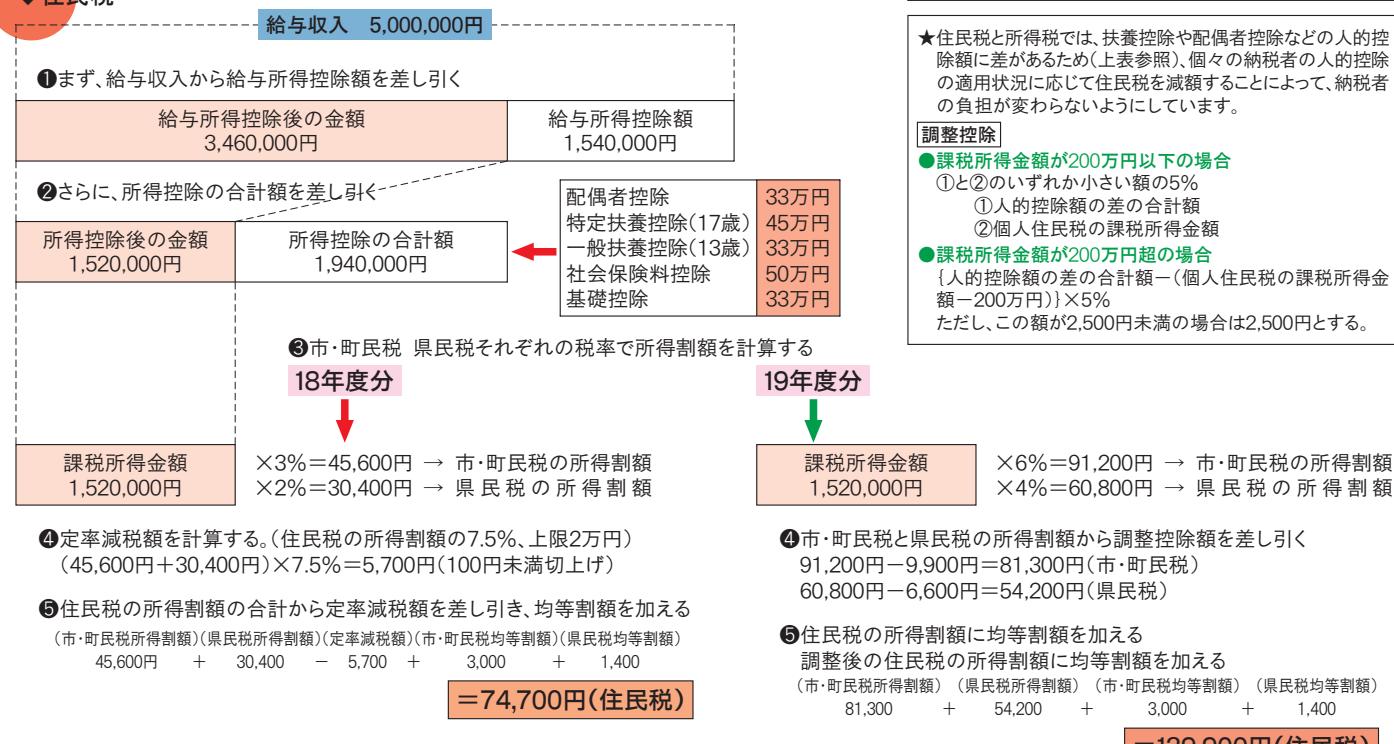


【住民税と所得税の計算例】

給与収入が500万円
無収入の妻と子2人(17歳と13歳)を扶養
社会保険料50万円 の場合の住民税と所得税は…

◆住民税



住民税と所得税のおもな人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
一般扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
基礎控除	33万円	38万円	5万円

★住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため(上表参照)、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額することによって、納税者の負担が変わらないようにしています。

調整控除

●課税所得金額が200万円以下の場合

- ①と②のいずれか小さい額の5%
- ①個人住民税の課税所得金額
- ②個人住民税の課税所得金額

●課税所得金額が200万円超の場合

- {人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%
- ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。



平成19年度から

市・町民税 県民税

住民税が変わります。

◆国から地方への税源の移譲が行われます。

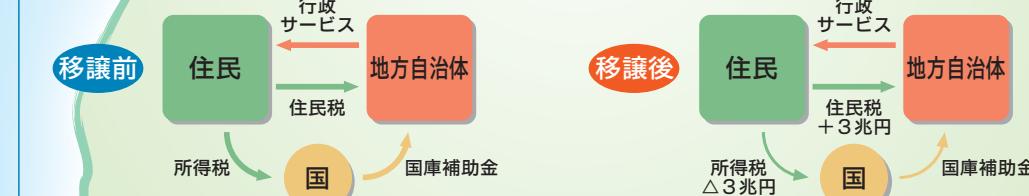
各地方自治体が自主性を発揮し、

より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。

その一環として、国の所得税から地方の住民税へ

3兆円の税源移譲が行われます。

税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。



◆定率減税が廃止されます。

平成18年度に縮減され、平成19年度分から廃止されます。

◆65歳以上の非課税措置が廃止されました。

合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在、65歳以上であった方には、経過措置が適用されます。

◆住民税に関するお問合せ先

下田市役所税務課	0558-22-2218	南伊豆町役場窓口税務課	0558-62-6222
東伊豆町役場税務課	0557-95-6201	松崎町役場窓口税務課	0558-42-3968
河津町役場窓口税務課	0558-34-1928	西伊豆町役場窓口税務課	0558-52-1113

◆所得税に関するお問合せ先

下田税務署個人課税部門	0558-22-0249
-------------	--------------

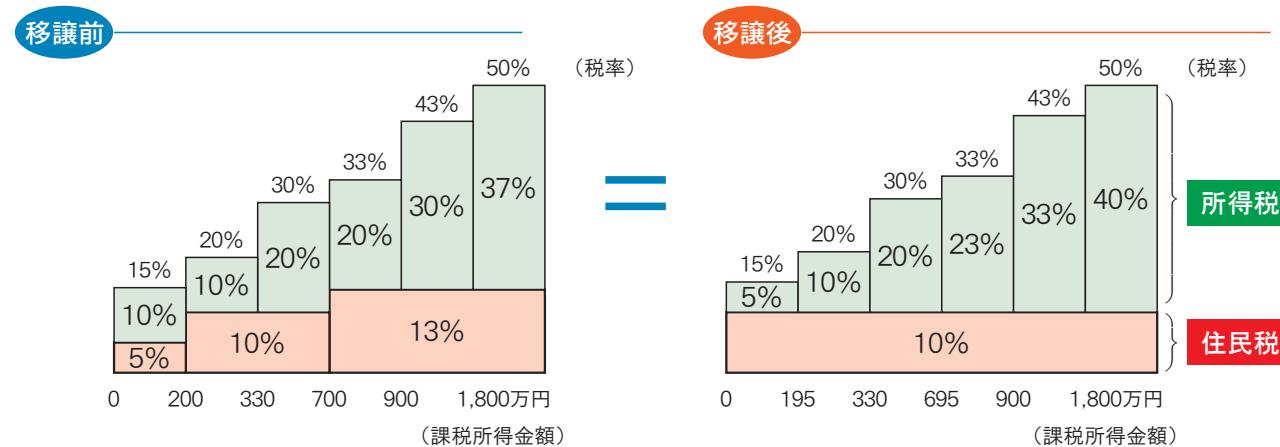
●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(ぜいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。



税源移譲による税負担の増はありませんが、定率減税の廃止及び65歳以上の非課税措置の廃止により、税負担は増となります。

税負担のめやすは、下表のとおりです。

例1 給与所得者(夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養)のケース)

給与収入	住民税		所得税		住民税+所得税		
	18年度分	19年度分	18年分	19年分	18年度分(年分)	19年度分(年分)	差
300万円	12,700	13,400	0	0	12,700	13,400	700
500万円	74,700	139,900	107,100	59,500	181,800	199,400	17,600
700万円	185,700	297,900	236,700	165,500	422,400	463,400	41,000
1,000万円	426,400	543,900	619,200	590,500	1,045,600	1,134,400	88,800

例2 年金受給者(65歳以上(配偶者は70歳未満)、夫婦2人世帯のケース)

年金収入	住民税		所得税		住民税+所得税		
	18年度分	19年度分	18年分	19年分	18年度分(年分)	19年度分(年分)	差
225万円	5,700	18,100	16,300	9,100	22,000	27,200	5,200
300万円	49,700	97,400	79,200	44,000	128,900	141,400	12,500
350万円	68,900	139,100	116,800	64,900	185,700	204,000	18,300
400万円	85,100	174,000	148,200	82,300	233,300	256,300	23,000

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
所得割額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

(モデルケース) 夫婦+子供2人・給与収入500万円(年額)



平成18年		平成19年	
住民税	所得割 ・定率減税 均等割	76,000円 △5,700円 4,400円	135,500円 4,400円
所得税	・定率減税	119,000円 △11,900円	59,500円
合計		181,800円	199,400円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●65歳以上の非課税措置が廃止されました。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方

非課税

平成18年度以降

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

(モデルケース) 70歳独身・年金収入200万円(年額)



住民税	所得税
非課税	34,800円 ・定率減税 △6,960円
所得税	34,800円 ・定率減税 △3,480円
合計	27,840円 (税額 27,800円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

平成19年度

住民税	所得割 所得割×1/3 均等割	所得税
19,900円 △1,500円 12,267円 均等割 1,400円	37,300円 △12,434円 2,800円	17,400円
合計 (税額 38,800円)	38,853円 (税額 38,800円)	45,066円 (税額 45,000円)